

第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

第2号議案 名古屋都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由			
(第1号議案) 名古屋都市計画区域区分の変更 ○東郷伊勢木地区(東郷町)		東郷町決定の土地区画整理事業により計画的な都市基盤整備が行われる見通しが明らかになった区域及び既存の公共公益施設が集積する区域を、将来の適切な土地利用計画の実現のために市街化区域に編入するものである。			
市街化区域編入地区数及び面積表 (名古屋都市計画)					
変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増 減	編 入	除 外	変更箇所の内訳 地区名(市町村名)＜変更面積＞
		面 積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
約45,008	約45,054	約46	1	0	東郷伊勢木地区(東郷町)＜45.9ha＞
[参 考] ・ 名古屋都市計画用途地域の変更 (東郷町決定) 東郷伊勢木地区(東郷町)					
	種類	容積率	建ぺい率		
変更前	—	—	—		
変更後	1低	50%	30%		
	2住	200%	60%		
※表中の略称は次のとおり 1低:第一種低層住居専用地域 2住:第二種住居地域					
・ 名古屋都市計画東郷中央土地区画整理事業(東郷町決定):43.4ha					

内容及び関連する事項	理 由				
<p>(第2号議案)</p> <p>名古屋都市計画道路の変更</p> <p>○3・4・302号名古屋春木線(東郷町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員変更 変更延長 約 980m <table border="1" data-bbox="260 510 600 638"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16m</td> <td>18m</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	16m	18m	<p>東郷町決定の土地区画整理事業に伴い、当該道路の沿道の利用状況を考慮し、円滑な交通処理を図るため、幅員を一部変更するものである。</p>
変更前	変更後				
16m	18m				

第3号議案 豊田都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由			
(第3号議案) 豊田都市計画区域区分の変更 ○四郷地区(豊田市)		豊田市決定の土地区画整理事業により計画的な都市基盤整備が行われる見通しが明らかになった区域を、将来の適切な土地利用計画の実現のために市街化区域に編入するものである。			
市街化区域編入地区数及び面積表 (豊田都市計画)					
変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増 減	編 入	除 外	変更箇所の内訳 地区名(市町村名)＜変更面積＞
		面 積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
約6,246	約6,274	約28	1	0	四郷地区(豊田市)＜27.7ha＞
[参 考]					
<ul style="list-style-type: none"> 豊田都市計画用途地域の変更 (豊田市決定) 四郷地区(豊田市) 					
	種類	容積率	建ぺい率		
変更前	—	—	—		
変更後	1低	50%	30%		
※表中の略称は次のとおり 1低:第一種低層住居専用地域					
<ul style="list-style-type: none"> 豊田都市計画豊田四郷駅周辺土地区画整理事業(豊田市決定):24.8ha 					

第4号議案 尾張都市計画道路の変更について

第5号議案 尾張都市計画都市高速鉄道の変更について

内容及び関連する事項		理 由						
(第4号議案) 尾張都市計画道路の変更 ○9・7・1号桃花台線(小牧市) 廃止 (第5号議案) 尾張都市計画都市高速鉄道の変更 ○新交通システム桃花台線(小牧市) 廃止 [参 考]		他の交通手段により、新交通システムの必要性がなくなったことから、都市計画道路9・7・1号桃花台線及び都市高速鉄道新交通システム桃花台線を廃止するものである。						
名 称	位 置		区 域		変更内容			
	起 点	終 点	延 長	幅 員				
9・7・1 桃花台線	小牧市中央 一丁目	小牧市城山 三丁目	約 7,660m	7.6m	廃 止			
名 称	位 置			区 域	構 造 形 式	施 設		変更 内容
	起 点	終 点	主 な 経 過 地			延 長	駅	
新交通 システム 桃花台線	小牧市 中央 一丁目	小牧市 城山 三丁目	小牧市大字小牧原 新田字神明狭 小牧市大字池之内 字向山	約 7,660m		7 駅	約 33,800 m ²	廃止
内 訳	小牧市 中央 一丁目	小牧市 古雅 一丁目		約 6,150m	嵩上式			
	小牧市 城山 二丁目	小牧市 城山 三丁目		約 570m				
	小牧市 古雅 一丁目	小牧市 城山 二丁目		約 350m	地下式			
				約 590m	地表式			

第6号議案 豊田都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由									
<p>(第6号議案) 豊田都市計画道路の変更 ○3・3・7号愛・地球博記念公園線(豊田市)</p> <p>○3・3・4号久澄橋線(豊田市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終点変更 路線延伸 延長約 290m ・線形変更 変更延長 約 2,800m ・幅員変更 <table border="1" data-bbox="260 864 793 1016"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準部</td> <td>16m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>トンネル部</td> <td>10.5m</td> <td>9.5m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	標準部	16m	10m	トンネル部	10.5m	9.5m	<p>名古屋都市計画公園愛知青少年公園が愛・地球博記念公園に名称変更したことにより、名称を変更するものである。</p> <p>久澄橋線の終点部において、接続道路である一般県道坂上大内線の接続位置の変更に伴い、終点位置を変更するものである。</p> <p>終点位置の延伸に伴い、終点部の線形を改善すると共に、松平橋から終点部までについて、社会性及び経済性等を考慮し、線形及び幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後								
標準部	16m	10m								
トンネル部	10.5m	9.5m								

第7号議案 岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																				
<p>(第7号議案)</p> <p>1 申請者 住所 岡崎市栄町三丁目 58 番地 氏名 紺野裕司</p> <p>2 名 称 紺野裕司</p> <p>3 位 置 岡崎市丸山町字岩ノ本3番2、3番3</p> <p>4 敷地面積 784.59 m²</p> <p>5 参 考 (1)建築物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">建 物</th> <th style="width: 15%;">構 造 階 数</th> <th style="width: 15%;">建築面積</th> <th style="width: 15%;">延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">既 設</td> <td style="text-align: center;">破砕工場棟</td> <td style="text-align: center;">鉄骨造 平屋建</td> <td style="text-align: center;">279.44 m²</td> <td style="text-align: center;">279.44 m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新 設</td> <td style="text-align: center;">保管棟</td> <td style="text-align: center;">鉄骨造 平屋建</td> <td style="text-align: center;">144.69 m²</td> <td style="text-align: center;">120.90 m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> <td style="text-align: center;">424.13 m²</td> <td style="text-align: center;">400.34 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)処理能力 廃プラスチック類の破砕 5.2t/日</p>		建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	既 設	破砕工場棟	鉄骨造 平屋建	279.44 m ²	279.44 m ²	新 設	保管棟	鉄骨造 平屋建	144.69 m ²	120.90 m ²	合 計	—		424.13 m ²	400.34 m ²	<p>申請者は、昭和 53 年から岡崎市内で大手繊維メーカーの下請けとして、プラスチック繊維の加工に関する事業を行っている。</p> <p>このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、事業を拡大し申請地において廃プラスチックを処理する施設を計画したところ、廃プラスチックの破砕施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積																	
既 設	破砕工場棟	鉄骨造 平屋建	279.44 m ²	279.44 m ²																	
新 設	保管棟	鉄骨造 平屋建	144.69 m ²	120.90 m ²																	
合 計	—		424.13 m ²	400.34 m ²																	